

○高岡市体育施設条例

平成17年11月 1 日

条例第213号

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、高岡市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用に係る料金の收受及び決定に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(利用期間等)

第2条の4 体育施設の利用期間、利用時間及び休業日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第3条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第4条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 体育施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 特定の政治運動又は宗教活動を目的としているとき又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、第3条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号に規定する事由が発生したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(連続利用の制限)

第6条 体育施設の利用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(特別の設備)

第7条 利用者は、体育施設の利用に当たって、特別の設備をなし、又は体育施設の施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第5条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の許可の際又は期間利用券の購入の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除す

ることができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由により体育施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用期日の10日前までに利用許可の取消し又は変更を願い出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めたとき。

(損害賠償)

第13条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会による管理)

第14条 第2条の2に規定する指定管理者による管理を行わないときは、教育委員会が体育施設の管理を行うものとする。

- 2 第2条の4から第7条まで、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条並びに別表第3の規定は、前項の体育施設の管理について準用する。この場合において、第2条の4ただし書中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第4条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第6条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表第3に掲げる額」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第3の1体育施設利用料金の表中「体育施設利用料金」とあるのは「体育施設使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基本使用

料」と、「超過利用料金」とあるのは「超過使用料」と、同表備考２中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考４中「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と、「指定管理者が教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が」と、同表の２附属設備利用料金の表中「附属設備利用料金」とあるのは「附属設備使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月１日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市体育施設条例(平成４年高岡市条例第12号)、福岡町営体育施設条例(昭和54年福岡町条例第９号)又は福岡町トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和63年福岡町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第275号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市体育館施設条例第３条第１項及び第７条の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市体育施設条例第３条第１項及び第７条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成18年９月27日条例第36号)

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附 則(平成19年６月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年３月25日条例第22号)

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附 則(平成20年９月25日条例第44号)

この条例は、平成20年11月１日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、平成21年４月１日から施行する。

附 則(平成21年３月24日条例第19号)

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(平成27年3月19日条例第31号)

この条例は、平成27年5月23日から施行する。

附 則(平成27年9月29日条例第50号)

この条例は、平成27年10月11日から施行する。ただし、別表第1 高岡市淵ヶ谷プールの項を削る改正規定及び別表第2 高岡市淵ヶ谷プールの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場及び高岡市グラウンド・ゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月24日条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日条例第49号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日条例第42号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月23日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の高岡市体育施設条例の規定による利用の許可、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
高岡市民体育館	高岡市古城 1 番 8 号
高岡市営城光寺野球場	高岡市城光寺34番地
高岡市営城光寺陸上競技場	高岡市城光寺字登立137番地
高岡市営弓道場	高岡市古城 1 番 1 号
高岡市営前田庭球場	高岡市関73番地
高岡市万葉スポーツセンター	高岡市伏木本町 1 番24号
高岡市テニスコート	高岡市二塚428番地 1
高岡市サッカー・ラグビー場	高岡市二塚428番地 1
高岡市人工芝フィールド	高岡市二塚428番地 1
高岡市竹平記念体育館	高岡市早川222番地 1
高岡市営福岡グラウンド	高岡市福岡町福岡新579番地 1
高岡市営福岡テニスコート	高岡市福岡町三日市579番地 1
高岡市山王トレーニングセンター	高岡市福岡町江尻50番地 1
高岡市西五位トレーニングセンター	高岡市福岡町上向田41番地 1
高岡市赤丸トレーニングセンター	高岡市福岡町赤丸676番地
高岡市大滝トレーニングセンター	高岡市福岡町大滝849番地
高岡市西明寺パークゴルフ場	高岡市福岡町西明寺 1 番地 3
高岡西部総合公園野球場	高岡市千鳥丘町 1 番地
高岡市グラウンド・ゴルフ場	高岡市岩坪4155番地
高岡市石堤体育館	高岡市石堤459番地

別表第 2（第 2 条の 4 関係）

施設名	利用期間	利用時間	休業日
高岡市民体育館	通年	午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)

			(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営城光 寺野球場	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後5 時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市営城光 寺陸上競技場	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後5 時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市営弓道 場	通年	午前9時から午後5 時まで	(1) 水曜日(その日が休日に当たるときは、 その日後においてその日に最も近い休日以 外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営前田 庭球場	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後9 時まで(2月16日か ら同月28日(閏年に あつては29日。以下 同じ。)まで及び12月 1日から同月15日ま では午前9時から午 後5時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市万葉ス ポーツセンタ ー	通年	午前9時から午後9 時まで(日曜日にあ つては、午前9時か ら午後5時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、 その日後においてその日に最も近い休日以 外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市テニス コート	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後9 時まで(2月16日か ら同月28日まで及び 12月1日から同月15 日までは午前9時か ら午後5時まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市サッカ ー・ラグビー場	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後9 時まで(2月16日か ら同月28日まで及び 12月1日から同月15	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)

		日までは午前9時から午後5時まで)	
高岡市人工芝フィールド	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後9時まで	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市竹平記念体育館	通年	午前9時から午後9時まで(日曜日は午前9時から午後5時まで)	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営福岡グラウンド夜間照明施設	通年	午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営福岡テニスコート	通年	午前9時から午後9時まで(火曜日にあつては、午後1時から9時まで)	(1) 月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
山王トレーニングセンター	通年	午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
西五位トレーニングセンター	通年	午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
赤丸農林漁業者トレーニングセンター	通年	午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
大滝トレーニングセンター	通年	午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市西明寺パークゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡西部総合公園野球場(室内多目的スペース及び会議	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後9時まで	火曜日及び水曜日(それらの日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日以外の日)

室を除く)			
高岡西部総合 公園野球場(室 内多目的スペ ース及び会議 室)	通年	午前9時から午後9 時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、 その日後においてその日に最も近い休日以 外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市グラウ ンド・ゴルフ場	4月1日から11月30日 まで	午前9時から午後5 時まで(6月1日か ら9月30日までは午 前8時から午後5時 まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市石堤体 育館	通年	午前9時から午後9 時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日

高岡市石堤体育館	通年	午前9時から午後9時30分 まで	12月29日から翌年1月3日 までの日
----------	----	---------------------	------------------------

別表第3(第10条関係)

1 体育施設利用料金

施設名	区分			単位	基本利用料金
高岡市民体 育館	営利を目的 としない場 合	スポーツ に利用す るとき	入 場 有 料	午前9時から正午まで	9,900円
				正午から午後5時まで	13,200円
				午後5時から9時まで	18,150円
				午前9時から午後9時まで	36,300円
				時間外1時間につき	6,800円
			入 場 無 料	午前9時から正午まで	5,770円
					うち1時間につき2,400 円
				正午から午後5時まで	8,250円
					うち1時間につき2,060 円
				午後5時から9時まで	10,720円
					うち1時間につき3,350

					円
				午前 9 時から午後 9 時まで	22, 270円
				時間外 1 時間につき	4, 020円
		スポーツ以外 に利用すると き	午前 9 時から正午まで	66, 000円	
			正午から午後 5 時まで	90, 750円	
			午後 5 時から 9 時まで	123, 750円	
			午前 9 時から午後 9 時まで	247, 500円	
			時間外 1 時間につき	46, 400円	
		営利を目的とする場合	午前 9 時から正午まで	82, 500円	
			正午から午後 5 時まで	123, 750円	
	午後 5 時から 9 時まで		156, 750円		
	午前 9 時から午後 9 時まで		330, 000円		
	時間外 1 時間につき		58, 780円		
	個人利用 (スポーツ に限る。)	一般	1 回 2 時間以内	200円	
		小・中・高校 生	1 回 2 時間以内	100円	
高岡市営城 光寺野球場	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場有料	午前 9 時から正午まで	13, 200円	
			正午から午後 5 時まで	14, 850円	
			午前 9 時から午後 5 時まで	26, 400円	
			時間外 1 時間につき	6, 600円	
		入場無料	午前 9 時から正午まで	4, 120円	
				うち 1 時間につき1, 710 円	
			正午から午後 5 時まで	4, 950円	
				うち 1 時間につき1, 230 円	
			午前 9 時から午後 5 時まで	8, 250円	
			時間外 1 時間につき	2, 060円	
	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	午前 9 時から午後 5 時まで	115, 500円		
		時間外 1 時間につき	21, 650円		
高岡市営城 光寺陸上競	本競 技場	大会	入場有料	午前 9 時から午後 5 時まで	49, 500円
				時間外 1 時間につき	9, 280円

技場			入場無料		午前 9 時から午後 5 時まで	13, 200円		
					時間外 1 時間につき	2, 470円		
		練習	団体利用	午前 9 時から正午まで	3, 300円	うち 1 時間につき1, 370円		
					正午から午後 5 時まで	3, 300円	うち 1 時間につき820円	
				午前 9 時から午後 5 時まで	6, 600円			
					時間外 1 時間につき	1, 650円		
				個人利用	一般	1 回 2 時間以内	200円	
					小・中・高校生	1 回 2 時間以内	100円	
		補助競技場	団体利用	一般	午前 9 時から正午まで	2, 470円	うち 1 時間につき1, 030円	
						正午から午後 5 時まで	2, 470円	うち 1 時間につき610円
	午前 9 時から午後 5 時まで				4, 950円			
					時間外 1 時間につき	1, 230円		
	小・中・高校生				午前 9 時から正午まで	1, 320円	うち 1 時間につき550円	
						正午から午後 5 時まで	1, 320円	うち 1 時間につき330円
				午前 9 時から午後 5 時まで	2, 470円			
					時間外 1 時間につき	660円		
				高岡市営前田庭球場	大会		午前 9 時から午後 5 時まで	16, 500円
							午後 5 時から 9 時まで	2, 640円
	時間外 1 時間につき						3, 960円	
	占用利用（1 面につき）					午前 9 時から正午まで	1, 320円	うち 1 時間につき550円

				正午から午後 5 時まで	2,470円
				うち 1 時間につき610円	
				午前 9 時から午後 5 時まで	3,300円
				午後 5 時から 9 時まで	1,980円
				うち 1 時間につき610円	
				時間外 1 時間につき	
	個人 利用	一般		1 回 2 時間以内	200円
		小・中・高校生		1 回 2 時間以内	100円
高岡市万葉 スポーツセ ンター	体育 室	占用利用		午前 9 時から正午まで	3,300円
				うち 1 時間につき1,370円	
				正午から午後 5 時まで	4,950円
				うち 1 時間につき1,230円	
				午後 5 時から 9 時まで	8,250円
				うち 1 時間につき2,570円	
				午前 9 時から午後 9 時まで	13,200円
				時間外 1 時間につき	
		個人利用	一般	1 回 2 時間以内	200円
			小・中・高校生	1 回 2 時間以内	100円
	トレ ーニ ング 室	個人利用	一般	1 回 2 時間以内	200円
			小・中・高校生	1 回 2 時間以内	100円
高岡市テニ スコート	一般			1 面につき 1 時間	660円
	小・中・高校生			1 面につき 1 時間	410円
高岡市サッ カー・ラグビ ー場	アマ チュ アス	一般	入場	1 時間につき	30,000円
			有料	時間外 1 時間につき	45,000円
			入場	1 時間につき	6,000円

	ポー ツに 利用 する 場合		無料	時間外 1 時間につき	9,000円
		高校生	入場	1 時間につき	22,500円
			有料	時間外 1 時間につき	33,750円
			入場	1 時間につき	4,500円
			無料	時間外 1 時間につき	6,750円
		小・中学生	入場	1 時間につき	15,000円
			有料	時間外 1 時間につき	22,500円
			入場	1 時間につき	3,000円
			無料	時間外 1 時間につき	4,500円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外に 利用 する 場合	入場有料		1 時間につき	60,000円
				時間外 1 時間につき	90,000円
		入場無料		1 時間につき	12,000円
				時間外 1 時間につき	18,000円
高岡市人工 芝フィールド	占用 利用	一般	全面 利用	1 時間につき	5,000円
			2 分 の 1 の利 用		3,750円
			4 分 の 1 の利 用		2,500円
			時間外 1 時間につき		7,500円
		高校生	全面 利用	1 時間につき	3,750円
			2 分		2,800円

				の 1 の利 用							
				4 分 の 1 の利 用		1, 850円					
				時間外 1 時間につき		5, 600円					
				小・中学生		全面 利用	1 時間につき	2, 500円			
						2 分 の 1 の利 用		1, 850円			
						4 分 の 1 の利 用		1, 250円			
						時間外 1 時間につき		3, 750円			
				個人利用					無料		
				高岡市竹平 記念体育館		体育 室	アマ チュ アス ポー ツに 利用 する 場合	入場有料	全面利用	午前 9 時から正午まで	31, 180円
										正午から午後 5 時まで	51, 970円
午後 5 時から 9 時まで	41, 580円										
午前 9 時から午後 9 時 まで	112, 260円										
時間外 1 時間につき	15, 590円										
入場無料	全面利用		午前 9 時から正午まで		10, 380円						
			うち 1 時間につき		4, 320 円						
			3 分の 2 の利用		6, 920円						
			うち 1 時間につき		2, 880 円						

				3分の1 の利用		3,460円
						うち1時間につき1,440円
				全面利用	正午から午後5時まで	17,310円
						うち1時間につき4,320円
				3分の2 の利用		11,540円
						うち1時間につき2,880円
				3分の1 の利用		5,770円
						うち1時間につき1,440円
				全面利用	午後5時から9時まで	13,860円
						うち1時間につき4,320円
				3分の2 の利用		9,240円
						うち1時間につき2,880円
				3分の1 の利用		4,620円
						うち1時間につき1,440円
				全面利用	午前9時から午後9時 まで	37,410円
				3分の2 の利用		24,940円
				3分の1 の利用		12,470円
				全面利用	時間外1時間につき	5,190円
				3分の2 の利用		3,460円
				3分の1 の利用		1,730円
		アマ	入場有料	全面利用	午前9時から正午まで	218,290円

		チュ アス ポー ツ以 外に 利用 する 場合			正午から午後 5 時まで	363,820円
					午後 5 時から 9 時まで	291,060円
					午前 9 時から午後 9 時 まで	785,860円
					時間外 1 時間につき	109,140円
			入場無料	全面利用	午前 9 時から正午まで	31,170円
						うち 1 時間につき 12,990円
				3 分の 2 の利用		20,780円
						うち 1 時間につき 8,660 円
				3 分の 1 の利用		10,390円
						うち 1 時間につき 4,330 円
				全面利用	正午から午後 5 時まで	51,960円
						うち 1 時間につき 12,990円
				3 分の 2 の利用		34,640円
						うち 1 時間につき 8,660 円
				3 分の 1 の利用		17,320円
						うち 1 時間につき 4,330 円
				全面利用	午後 5 時から 9 時まで	41,580円
						うち 1 時間につき 12,990円
						27,720円
						うち 1 時間につき 8,660 円
				3 分の 1 の利用		13,860円
						うち 1 時間につき 4,330 円

			全面利用	午前 9 時から午後 9 時まで	112,260円	
			3 分の 2 の利用		74,840円	
			3 分の 1 の利用		37,420円	
			全面利用	時間外 1 時間につき	15,570円	
			3 分の 2 の利用		10,380円	
			3 分の 1 の利用		5,190円	
	個人利用	一般	1 回 2 時間以内	300円		
		小・中・高校生		150円		
	トレーニング室	個人利用	一般	1 回 2 時間以内	400円	
		小・中・高校生	200円			
	多目的室	占用利用			1 時間につき	770円
	会議室	占用利用			1 時間につき	550円

高岡市営福岡グラウンド	夜間照明施設を利用する場合			1 時間につき	550円
-------------	---------------	--	--	---------	------

高岡市営福岡テニスコート	夜間照明施設を利用しない場合			1 コート 1 時間につき	310円
	夜間照明施設を利用する場合			1 コート 1 時間につき	1,100円

高岡市西明寺パークゴルフ場	一般			午前 9 時から午後 5 時まで	400円
	小・中・高校生			午前 9 時から午後 5 時まで	200円
	期間利用	一般		1 年券	12,000円
		小・中・高校生		1 年券	6,000円

	券				
高岡西部総合公園野球場	野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場有料	午前 9 時から正午まで	38,110円
				正午から午後 5 時まで	43,230円
				午前 9 時から午後 5 時まで	76,230円
				午後 5 時から 9 時まで	43,230円
				正午から午後 9 時まで	85,800円
				午前 9 時から午後 9 時まで	107,250円
				時間外 1 時間につき	19,050円
			入場無料	午前 9 時から正午まで	9,400円
					うち 1 時間につき 3,910円
				正午から午後 5 時まで	11,550円
					うち 1 時間につき 2,880円
				午前 9 時から午後 5 時まで	18,810円
				午後 5 時から 9 時まで	11,550円
					うち 1 時間につき 3,600円
				正午から午後 9 時まで	21,120円
				午前 9 時から午後 9 時まで	26,400円
				時間外 1 時間につき	4,700円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場有料	午前 9 時から正午まで	224,230円
				正午から午後 5 時まで	283,800円
				午前 9 時から午後 5 時まで	478,500円
				午後 5 時から 9 時まで	283,800円
				正午から午後 9 時まで	504,900円
				午前 9 時から午後 9 時まで	627,000円

			まで				
			時間外 1 時間につき	112, 110円			
		入場無料	午前 9 時から正午まで	94, 540円			
			正午から午後 5 時まで	119, 620円			
			午前 9 時から午後 5 時まで	201, 300円			
			午後 5 時から 9 時まで	119, 620円			
			正午から午後 9 時まで	211, 200円			
			午前 9 時から午後 9 時まで	264, 000円			
			時間外 1 時間につき	47, 270円			
			多目的広場	広場 1 利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前 9 時から正午まで	4, 300円
						うち 1 時間につき	1, 790円
正午から午後 5 時まで	4, 300円						
うち 1 時間につき	1, 070円						
午前 9 時から午後 5 時まで	8, 080円						
午後 5 時から 9 時まで	4, 300円						
うち 1 時間につき	1, 340円						
正午から午後 9 時まで	8, 250円						
午前 9 時から午後 9 時まで	11, 220円						
時間外 1 時間につき	2, 150円						
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	午前 9 時から正午まで	35, 140円			
			正午から午後 5 時まで	35, 140円			
			午前 9 時から午後 5 時まで	66, 000円			
			午後 5 時から 9 時まで	35, 140円			
			正午から午後 9 時まで	74, 250円			

			午前 9 時から午後 9 時まで	90,750円
			時間外 1 時間につき	17,570円
広場 2 利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前 9 時から正午まで		3,410円
			うち 1 時間につき	1,420円
		正午から午後 5 時まで		3,410円
			うち 1 時間につき	850円
		午前 9 時から午後 5 時まで		6,360円
		午後 5 時から 9 時まで		3,410円
			うち 1 時間につき	1,060円
		正午から午後 9 時まで		7,090円
		午前 9 時から午後 9 時まで		8,910円
		時間外 1 時間につき		1,700円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	午前 9 時から正午まで		28,210円
		正午から午後 5 時まで		28,210円
		午前 9 時から午後 5 時まで		52,630円
		午後 5 時から 9 時まで		28,210円
		正午から午後 9 時まで		59,230円
		午前 9 時から午後 9 時まで		73,420円
		時間外 1 時間につき		14,100円
全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前 9 時から正午まで		7,420円
			うち 1 時間につき	3,090円
		正午から午後 5 時まで		7,420円
			うち 1 時間につき	1,850円
		午前 9 時から午後 5 時まで		13,860円

				まで	
				午後 5 時から 9 時まで	7,420円
					うち 1 時間につき2,320円
				正午から午後 9 時まで	14,350円
				午前 9 時から午後 9 時まで	19,300円
				時間外 1 時間につき	3,710円
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	午前 9 時から正午まで	59,400円
				正午から午後 5 時まで	59,400円
				午前 9 時から午後 5 時まで	110,880円
				午後 5 時から 9 時まで	59,400円
				正午から午後 9 時まで	115,830円
				午前 9 時から午後 9 時まで	154,440円
				時間外 1 時間につき	29,700円
	室内多目的スペース	アマチュアスポーツに利用する場合		1 時間につき	1,180円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 時間につき	4,780円
		野球場の使用（練習のための使用を除く。）に伴い使用する場合		無料	
	会議室	占用利用		1 時間につき	550円
高岡市グラウンド・ゴルフ場	一般		1 日	400円	
	小・中・高校生		1 日	200円	
	期間利用券	一般		1 年券	12,000円
		小・中・高校生		1 年券	6,000円
高岡市石堤体育館	団体利用		1 時間につき	300円	

備考

- 1 「時間外」とは、別表第2で定める利用時間以外の時間をいう。
- 2 高岡市宮城光寺陸上競技場の団体利用は、指導者の引率する20人以上の利用者に適用する。
- 3 高岡市宮前田庭球場の占用利用は、6人以上の利用者に適用する。
- 4 高岡市テニスコートにおいて時間外に利用を許可する必要があるときの基本利用料金は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
- 5 未就学児童は、無料とする。

2 附属設備利用料金

施設名	区分		単位	基本利用料金
高岡市民体育館	仮設舞台		1日	3,300円
	仮設相撲土俵		1日	5,500円
	フロアシート		1日	16,500円
	拡声装置一式		1日	2,750円
	照明設備(個人 使用を除く。)	2回路まで	1時間	2,470円
		追加1回路		820円
高岡市宮城光寺野球場	アマチュアスポーツ 一ツに利用	放送設備	1試合	550円
		スコアボード		220円
	アマチュアスポーツ 一ツ以外に利用	放送設備		1,100円
		スコアボード		440円
高岡市宮城光寺陸上 競技場	拡声装置一式		1日	1,100円
高岡市宮前田庭球場	管理棟		1時間	330円
	照明設備		1面1時間	330円
高岡市テニスコート	夜間照明設備		1面1時間	660円
	放送設備		1時間	1,100円
	冷暖房設備	本部棟	1台1時間	150円
		(会議室・放送室)		
		クラブハウス (ミーティングルーム)		60円
高岡市サッカー・ラ	夜間照明設備	全灯	1時間	9,900円

グビー場			3 分の 2 灯		6, 600円
			2 分の 1 灯		4, 950円
	放送設備			1 時間	1, 100円
	冷暖房設備	会議室・審判員室・ 役員控室・放送室		1 台 1 時間	60円
高岡市人工芝フイールド	夜間照明設備	全面		1 時間	1, 600円
		半面			1, 200円
		4 分の 1 面			800円
高岡市竹平記念体育館	拡声装置一式			1 日	2, 750円
	照明設備 (個人使用を除く。)	2 回路まで	全面使用	1 時間	2, 470円
			3 分の 2 の使用		1, 650円
			3 分の 1 の使用		820円
		追加 1 回路	全面使用		990円
			3 分の 2 の使用		660円
			3 分の 1 の使用		330円
	冷暖房設備	体育室	入場有料	1 時間	24, 750円
			入場無料		8, 250円
	電光得点表示装置			1 台 1 時間	370円
高岡市西明寺パークゴルフ場	ゴルフ用具			1 日	110円
高岡西部総合公園野球場	アマチュアスポーツに利用	放送設備		1 試合	1, 100円
		スコアボード		1 試合	1, 210円
		夜間照明設備	全灯	1 時間	46, 200円
			2 分の 1 灯	1 時間	23, 100円
			3 分の 1 灯	1 時間	15, 400円
			多目的広場	全面利用	1 時間
		夜間照明設備	1 面利用	1 時間	3, 130円

	アマチュアスポーツ以外に利用	放送設備		1 試合	1, 100円
		スコアボード		1 試合	4, 620円
		夜間照明設備	全灯	1 時間	232, 650円
			2 分の 1 灯	1 時間	116, 320円
			3 分の 1 灯	1 時間	77, 550円
		多目的広場夜間照明設備	全面利用	1 時間	7, 920円
			1 面利用	1 時間	3, 960円
		ピッチングマシン		1 時間	1, 100円
高岡市グラウンド・ゴルフ場	ゴルフ用具		1 日	110円	